

火災により「り災」された方へ

火災でり災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

福島市では、次のような救済・支援制度などがあります。

被害の内容が制度の対象となるかは、それぞれのケースによりますので、詳細については各「問い合わせ窓口」で確認してください。

1 火災調査について

今後の火災予防のため、消防法第31条に基づいて火災の原因及び損害を調査しておりますので、次のことについてご協力をお願いします。

- ・ 火災現場には、火元の関係者以外の方は、消防、警察の火災調査が終了するまでは立ち入らないでください。
- ・ 火元の関係者の方には、火災現場や消防署において火災の状況などを質問させていただきます。

2 消防署での手続き

(1) 「り災申告書」の提出について

- ・ 消防法第34条に基づいて、次の「り災申告書」の提出が必要となります。
「不動産り災申告書」、「動産り災申告書」、「林野り災申告書」、「車両・船舶・航空機り災申告書」※ 火災の種別(建物火災・林野火災・車両火災など)により、申告書の提出様式が異なります。
- ・ 「り災申告書」は、火災による損害を調査するための参考資料とするもので、火災保険とは直接関係ありませんが、提出が無ければ、火災でり災したという「り災証明書」が原則として発行できませんので、必ず提出をお願いします。
- ・ 「り災申告書」は、できるだけ「り災」した日から7日以内に提出してください。

問い合わせ窓口(時間)

<input type="checkbox"/> 福島消防署予防係	024-534-9105 (終日)
<input type="checkbox"/> 福島消防署清水分署	024-557-5415 (終日)
<input type="checkbox"/> 福島消防署西出張所	024-591-4628 (終日)
<input type="checkbox"/> 飯坂消防署予防係	024-542-2986 (終日)
<input type="checkbox"/> 飯坂消防署東出張所	024-553-7796 (終日)
<input type="checkbox"/> 福島南消防署予防係	024-547-3119 (終日)
<input type="checkbox"/> 福島南消防署信夫分署予防係	024-593-1900 (終日)
<input type="checkbox"/> 福島南消防署杉妻出張所	024-546-2910 (終日)

(2) 「り災証明書」の発行について

- ・ 「り災証明書」は、福島市消防本部が発行する証明書で、各種届出や申請時に提出を求められる場合があります。
- ・ 「り災証明申請書」に必要事項(必要枚数等)を記入し申請してください。
※ 福島市手数料条例により1通300円の手数料がかかります。
- ・ り災者本人(申請人)以外の方が申請する場合は、り災者本人との関係を記入してください。
- ・ 「り災証明書」は事務手続き上、即日発行が出来ない場合がありますので、事前に問い合わせ窓口へ確認してください。

問い合わせ窓口(時間)

福島市消防本部 予防課調査係 024-534-9103(平日8:30~17:15)

3 救済・支援制度について

火災でり災された市民の方に税の減免などの救済や支援制度がありますので、それぞれの対応窓口にお問い合わせください。

※ 「救済・支援制度一覧表」参照

4 火災により生じた廃棄物の処理について

火災などで個人住宅(居住している住宅)が焼失した際、火災により生じた廃棄物の処理については、個人などが自己の責任で、業者委託などにより対応していただくことになります。

その処理にあたっては、分別など取扱いに注意が必要です。業者が決定しましたら、清掃管理課清掃指導係に相談するようお願いいたします。また、クリーンセンターなどへの搬入は鎮火から24時間経過後に搬入するようお願いいたします。

※物置・倉庫・蔵及び飲食店などのお店や事務所は対象になりません。

問い合わせ窓口(時間)

清掃管理課清掃指導係 024-525-3744(平日8:30~17:15)

5 その他の手続きについて

- ・ 火災保険会社への連絡
- ・ 証書類、免許証などの再交付等
- ・ 修理、再建築の手配
- ・ 電気、ガス、水道、電話、郵便などの手続き